2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　３年～18年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　４年～15年
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
3．引当金の計上基準
退職手当及び賞与に関する引当金については、基準第17「引当金」第２項において「法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。」とされており、当法人の退職手当及び賞与に係る引当金は、財源措置をしているため計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額を計上しております。
4．たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品は、移動平均法を採用しております。
出版物は、個別法による低価法を採用しております。
5．リース取引の処理方法
ファイナンス・リースにより使用しているリース資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
また、減価償却については、償却期間をリース期間に合わせて、行っております。
オペレーティング・リースにより使用している資産は、賃貸借取引として会計処理をしております。オペレーティング・リース契約は、中途解約が可能です。
6．法人税
当法人は、法人税法第２条第５号で定める公共法人であり、同法第４条第２項の規定により、法人税を納める義務はありません。
7．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表の注記事項
1．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	4,762,723,264	4,762,723,264	—
⑵　未収金	190,284,909	190,284,909	—
資産計	4,953,008,173	4,953,008,173	—
⑶　未払金	1,780,173,893	1,780,173,893	—
⑷　リース債務	1,379,473,828	1,379,473,828	—
負債計	3,159,647,721	3,159,647,721	—

⑴　現金及び預金、⑵　未収金
これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
⑶　未払金
未払金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
⑷　リース債務
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
なお、リース債務に計上されるのは、ファイナンス・リース取引のみです。
貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　　464,264,929円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　915,208,899円
2．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見込額　6,100,923,581円
3．当期の運営費交付金による財源措置が手当されない賞与の見込額　314,470,771円
4．資産除去債務関係
当法人は、事務機器の賃貸借契約を締結しており､当該物件を撤去する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。賃借期間終了時に撤去する資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い５年間、割引率適用は金額的重要性を考慮して省略しております。
当事業年度において、新たに計上した資産除去債務は8,951,502円です。

Ⅲ　損益計算書の注記事項
ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、1,933,669円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,682,658,125円です。

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書の注記事項
1．資金期末残高の貸借対照表科目別内訳
現金及び預金　　4,762,723,264円
うち定期預金　　1,618,000,000円
（差引）資金残高　　3,144,723,264円
2．重要な非資金取引
ファイナンス・リースによる資産の取得
工具器具備品　　1,053,658,410円

Ⅴ　行政サービス実施コスト計算書の注記事項
国有財産の無償使用による機会費用の計算方法
1．事務室等施設は、近隣のビルの賃貸料等を参考に計算しております。

Ⅵ　セグメント情報
単一セグメントのため、区分開示すべきセグメントはありません。

Ⅶ　重要な債務負担行為
該当事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象
該当事項はありません。